

○京丹後市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成27年3月24日

規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、京丹後市議会政務活動費の交付に関する条例（平成27年京丹後市条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(経理責任者)

第2条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置き、係る経費の収支について実務にあたらせるものとする。

(交付申請)

第3条 条例第8条第1項の規定による交付申請は、会派にあつては、政務活動費交付申請書（様式第1号）、無会派議員にあつては、政務活動費交付申請書（様式第2号）によるものとする。

2 条例第8条第2項の規定による変更交付申請は、会派にあつては、政務活動費変更交付申請書（様式第3号）、無会派議員にあつては、政務活動費変更交付申請書（様式第3号の2）によるものとする。

(交付通知)

第4条 条例第9条に規定する政務活動費の交付決定に関する通知は、政務活動費交付（変更）決定通知書（様式第4号）によるものとする。

(実績報告)

第5条 条例第10条の規定による実績報告は、政務活動費実績報告書（様式第5号）によるものとする。

2 条例第10条第4項の規定による交付申請の取下げは、政務活動費交付申請取下げ申出書（様式第5号の2）によるものとする。

(交付確定通知)

第6条 条例第11条の規定による政務活動費の交付確定に関する通知は、政務活動費交付確定通知書（様式第6号）によるものとする。

2 条例第11条の規定による交付申請の取下げの承認は、政務活動費交付申請取下げ承認通知書（様式第6号の2）によるものとする。

(政務活動費の支払)

第7条 条例第12条に規定する政務活動費の請求は、前条の規定による交付確定の通知の

あった日から10日以内に政務活動費交付請求書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

2 政務活動費の支払は、無利息型かつ政務活動費専用の口座へ振込みにより行うものとする。

（会計帳簿等の保存）

第8条 会派及び無会派議員は、政務活動費に関する会計帳簿及び領収証等の証拠書類を適切に管理し、その提出すべき日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存しなければならない。

（関係書類の閲覧等）

第9条 条例第14条第2項の規定により閲覧することができる期間は、条例第14条第1項の規定による保存期間が終了する日までの期間とする。

2 政務活動費の交付の手續に係る書類は、京丹後市情報公開条例（平成16年京丹後市条例第7号）第7条に規定する非公開情報を除き、前項に規定する期間中市議会ホームページにおいて公表するものとする。

（その他）

第10条 この規則に定めるもののほか、政務活動費の交付の取扱いについては、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月30日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の京丹後市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、平成28年度分の政務活動費から適用する。

附 則（平成30年6月29日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年2月5日規則第8号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

京丹後市議会議長 様

会派名

代表者名

印

（電話）

政務活動費交付申請書

京丹後市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第 3 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 会派の名称
- 2 会派結成年月日
- 3 代表者名
- 4 経理責任者名
- 5 所属議員数 人（別添名簿のとおり）
- 6 交付申請額（ 年度分） 円

様式第 2 号（第 3 条関係）

年 月 日

京丹後市議会議長 様

無会派議員名
(電話)

印

政務活動費交付申請書

京丹後市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第 3 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額（ 年度分） 円

様式第 3 号（第 3 条関係）

年 月 日

京丹後市議会議長 様

会派名

代表者名

印

（電話）

政務活動費変更交付申請書

京丹後市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第 3 条第 2 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 異動年月日

2 交付申請額

変更前 円

変更後 円

2 異動内容

区分	新	旧
会派の名称		
代表者名		
経理責任者名		
所属議員数		
異動のあった 所属議員		

様式第 3 号の 2（第 3 条関係）

年 月 日

京丹後市議会議長 様

無会派議員名

印

（電話）

政務活動費変更交付申請書

京丹後市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第 3 条第 2 項の規定により、
下記のとおり届け出ます。

記

1 異動年月日

2 交付申請額

変更前

円

変更後

円

3 異動事由

様式第 4 号（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

会派名代表者名 様

無会派議員名 様

京丹後市長 印

政務活動費交付(変更)決定通知書

年 月 日付けで申請のあった政務活動費の交付について下記のとおり決定したので、京丹後市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第 4 条の規定により通知します。

記

1 年度政務活動費交付決定額 円

(参 考) 条例第 9 条の規定に基づく既交付決定額
年 月 日現在

円

様式第 5 号（第 5 条関係）

年 月 日

京丹後市議会議長 様

会派名
代表者名 印
(電話)
無会派議員名 印
(電話)

政務活動費実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった 年度政務活動費に係る下記の実施期間における調査研究その他の活動が完了したので、京丹後市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおりその実績を報告します。

記

- 1 政務活動費の額 円（対象期間： 月 ～ 月）
2 政務活動費の対象とした経費の内訳

区 分	金 額	主な活動
調査研究費		
研修費		
広聴費		
要請・陳情費		
合 計		

- 3 調査研究その他の活動の経過

区 分	金 額（円）
交付決定額 (a)	
上半期交付確定額 (b)	
差 引 額 (a) - (b)	

- ※ 添付書類
(1) 調査活動その他の活動の実施状況及び成果を確認できる書類
(2) 政務活動費の支出額及びその使途に関する書類
(3) 政務活動費の支出に係る領収証の原本（確認後に返付します。）

様式第 5 号の 2（第 5 条関係）

年 月 日

京丹後市議会議長 様

会派名	
代表者名	印
(電話)	
無会派議員名	印
(電話)	

政務活動費交付申請取下げ申出書

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった政務活動費につきましては、交付対象期間を通じて政務活動に要した経費に充てる必要がなかったので、京丹後市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第 5 条第 2 項の規定により、下記のとおり交付申請の取下げを申し出ます。

記

1 取下げ申し出内容

年度	交付決定年月日	対象期間	申出額（円）
		月 ～ 月	

様式第 6 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

会派名代表者名 様

無会派議員名 様

京丹後市長 印

政務活動費交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告の提出を受けた 年度政務活動費＜対象
期間： 月 ～ 月＞について、下記のとおり確定したので、京丹後市議会政務活動
費の交付に関する条例施行規則第 6 条第 1 項の規定により通知します。

記

1 交付確定額 円

様式第 6 号の 2（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

会派名代表者名 様
無会派議員名 様

京丹後市長 印

政務活動費交付申請取下げ承認通知書

年 月 日付け政務活動費交付申請取下げ申し出については、京丹後市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第 6 条第 2 項の規定により、下記のとおり承認します。

記

1 取下げ承認内容

年度	交付決定年月日	対象期間	承認額（円）
		月 ～ 月	

様式第 7 号（第 7 条関係）

政務活動費交付請求書

請求金額										円
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

※右づめにて、金額の頭書に〒を記入すること。

ただし、年度政務活動費

対象期間	月 ～ 月
------	-------

年 月 日付け 第 号により交付決定（額の確定）通知のあった政務活動費について、京丹後市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第 7 条の規定により請求します。

年 月 日

京丹後市長 様

会派名

代表者名 印
(電話)

無会派議員名 印
(電話)

なお、次の口座に振込願います。

金融機関			本店 支店 支所
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			